

山口市デジタル商品券等共通プラットフォーム構築に係る提案公募実施要領

1 目的

本市では、スマートシティ推進を通じた本市の目指すべき姿や取組等を位置づけた「山口市スマートシティ推進ビジョン(山口市官民データ活用推進計画)」を令和4年3月に策定したところである。

本ビジョンにおいて、目指すまちの姿「誰もがいきいきと豊かに暮らせる持続可能なまち山口 ～スマート“ライブ”シティ 山口～」の実現に向けた3つの重点領域に対し、横断的、重点的に、デジタル化等を通じて検討を始める取組を、重点プロジェクトとして位置付けており、現在、「重点プロジェクト10 地域産業・経済活性化プロジェクト」の具体化に向け、市内加盟店のみで利用可能な商品券を始め、本市が交付する助成金・補助金、地域ポイントなどをデジタル発行できるプラットフォームを構築し、プラットフォームの活用を通じて、地域内の消費促進や、デジタル商品券利用データの活用などによる地域経済の活性化を図りたいと考えている。

また、市民(利用者)の利便性や商品券を取り扱う加盟店の負担を考慮し、市や市内事業者が発行するデジタル商品券等は、統一したシステムで提供することが望ましいと考えている。

本公募は、こうした考えのもと、市や市内事業者が活用でき、利便性が高いデジタル商品券等共通プラットフォームの構築及びプラットフォームを活用した地域経済活性化の方策について提案を募るとともに、本市と連携して検討・推進をしていただける事業者を広く募集するものである。

2 実施方法

公募型プロポーザル

3 提案内容

(1)市や市内事業者が活用でき、利便性が高いデジタル商品券等共通プラットフォームの構築

- ・過去に市内で発行したデジタル商品券(※)と同様のものを、提案者が提供するシステムやサービスを導入して発行した際の、商品券の購入から加盟店精算までの一連の流れを示すと共に、システムやサービスの特徴、強みなどについて提案すること。(紙商品券との併用について考慮する必要はなく、全てデジタル商品券として発行する想定での提案で構わない。)
- ・利用者がプレミアム商品券購入時に利用できるチャージ方法(例 クレジットカード、コンビニ)及び必要となる手数料について必ず明記すること。
- ・本人確認(市民であることの確認)の方法について、マイナンバーカードの活用可否も含めて提案すること。
- ・利用者・加盟店・商品券発行元それぞれの立場において、利便性が高い点や省力化、

効率化につながる点などを積極的に提案すること。

(※)デジタル商品券発行事例

例1 山口市中心商店街プレミアム付商品券(参考資料1参照)

例2 安心快適住まいの助成事業(参考資料2参照)

(2)プラットフォームを活用した地域経済活性化の方策等

・デジタル商品券利用データの活用や、地域通貨・地域ポイントを活用した取組、民間事業者等のポイントサービスとの連携など、デジタル商品券等共通プラットフォームを活用した、地域内消費の促進や地域経済活性化につながる取組について提案すること。また、現在、本市において、データ連携基盤(都市OS)の構築に着手しており、今後、その活用を進めていく方針であることから、データ連携基盤を活用した取組についても、積極的に提案をすること。

【データ連携基盤について】

山口市スマートシティ推進ビジョンにおいて「重点プロジェクト1 新たな価値創出・新たなサービス提供プロジェクト」の取組内容の1つとして「データ連携基盤(都市OS)の構築に向けた取組の推進」を掲載しているため、参照されたい。

市公式ウェブサイト

「山口市スマートシティ推進ビジョン(山口市官民データ活用推進計画)を策定しました。」

<https://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/200/119362.html>

(3)その他

(1)(2)のほか、別紙「山口市デジタル商品券等共通プラットフォーム構築に係る提案」提案書評価基準」を踏まえ、提案者としてのアピールポイントを明記すること。

4 参加資格

本公募に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 別紙「システム及びサービス要件(参加資格)」に示すシステムやサービスの提供ができること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 本要領公表時点で、山口市の競争入札参加資格を有していない者は、本公募で選定された際に、遅滞なく、山口市契約監理課へ競争入札参加資格の申請を行うことができること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者を除く。
- (5) 複数の事業者による共同チームの提案も可能とする。その場合、すべての事業者が参加資格の要件を満たしていること。ただし、(1)の要件については、共同チームとして要件を満たしていればよい。

5 スケジュール(予定)

実施要領等の公表	令和4年12月20日(火)
参加意向申出書の受付期間	令和4年12月20日(火)～令和5年1月10日(火)
質問の受付期間	令和4年12月20日(火)～12月27日(火)
質問に対する回答	令和5年1月4日(水)(予定)
提案書受付期間	令和5年1月12日(木)～令和5年1月23日(月)
プレゼンテーション審査	令和5年1月31日(火)または2月1日(水)(予定)
審査結果の通知	令和5年2月上旬

6 参加意向申出書の提出

本公募への参加を希望する者は、下記のとおり提出すること。

(1) 提出様式及び部数

参加意向申出書(様式第1号) 1部

共同チームの場合は、共同提案事業者一覧(様式第1-1号)、共同提案事業者届(様式第1-2号)も併せて提出すること。

(2) 提出期限

令和5年1月10日(火)午後5時15分まで

持参による場合の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(3) 提出先

山口市総合政策部スマートシティ推進室

(4) 提出方法

持参又は郵送(提出期限内必着)

(5) 参加資格の通知等

参加意向申出者については、その参加資格を確認し、令和5年1月12日(木)までに参加資格確認結果通知書(様式第2号)により通知する。また、参加資格を有する者には、併せてプロポーザル関係書類提出要請書(様式第3号)により提案書の提出を要請する。

7 質問及びそれに対する回答

質問がある場合は、下記のとおり提出すること。

(1) 質問の提出方法

ア 提出書類

質問書(様式第6号)

イ 提出方法

電子メール(受付期限内必着)

ウ 受付期限

令和4年12月27日(火)午後5時15分まで

エ 提出先

山口市総合政策部スマートシティ推進室

E-mail:smart@city.yamaguchi.lg.jp

件名は「山口市デジタル商品券等共通プラットフォーム構築に係る提案公募に係る質問書」とすること。

(2) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、集約したものを、質問者名をふせて、令和5年1月4日(水)(予定)までに本市の公式ウェブサイト内で公表する。

ただし、簡易な質問等については、市公式ウェブサイトで公表せず、電話等により個別に回答する。

8 提案書の提出

(1) 提出書類

ア 提案書提出届(様式第4号)

イ 提案書(任意様式)

- ・ 「3 提案内容」を踏まえ、作成すること。

ウ 会社概要(任意様式)

- ・ パンフレット等で可

エ 見積書(任意様式)

- ・ 別紙「見積金額算出仮定条件」を踏まえ、見積額を算出し、提出すること。
- ・ 見積書は、本公募の審査に使用するとともに、令和5年度に類似業務の発注の可能性のあることから、予算検討の参考見積としても活用させていただく想定である。

(2) 書類作成上の留意事項

ア 具体的な内容を把握することができるよう、図や表などを用いて、事業の内容や事業展開を分かりやすく記載すること。

イ 文字サイズは11ポイント以上とする。ただし、図表中に使用する文字についてはこの限りでない。

ウ A4版を原則とする。資料の都合上、部分的にA3版を使用する場合は、片袖折にして綴じ込むこと。

エ 提案書類一式を上記(1)ア～エの順番に並べてフラットファイルに綴じ、インデックスを貼ること。

(3) 提出方法及び部数

持参又は郵送(提出期限内必着)により12部

(4) 提出期限

令和5年1月23日(月)午後5時15分まで

持参による場合の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

9 事業者の選定

(1) 選定方法

提案書等に係るプレゼンテーションを踏まえ、あらかじめ定めた提案の評価基準に従い、「山口市デジタル商品券等共通プラットフォーム構築に係る提案公募に係る評価委員会」(以下「評価委員会」という。)において審議し、最も高い評価点数を得た者を本公募の最優秀事業者として選定する。

ただし、最も高い評価点数が、本市の求める最低水準(得点総計の6割)に達していないと判断された場合は、この限りではない。

また、最も高い評価点数を獲得した提案者が複数となった場合は、各評価委員の最高評価点を獲得した数が多い提案者とし、この場合においても同数となった場合には、同数の提案者の中から、多数決により選定する。

なお、参加意向申出者が多数となり、予定している日程内でのプレゼンテーション審査の実施に支障が生じると判断したときは、評価基準に基づく提出書類の審査を先行して実施し、プレゼンテーション審査を実施する者を選定することがある。

この場合、書類審査の結果を全ての参加意向申出者に対して通知するとともに、プレゼンテーション審査を実施する参加意向申出者に対しては、ヒアリング日時等を通知する。

(2) 評価基準

別紙「山口市デジタル商品券等共通プラットフォーム構築に係る提案」提案書評価基準に基づき、提案書等及びプレゼンテーションの内容を踏まえ評価を行う。

(3) プレゼンテーションの実施

ア 実施日時・場所

令和5年1月31日(火)または2月1日(水)(予定)

山口市役所内会議室(山口県山口市亀山町2番1号)

日時・場所の詳細については、提案者数等により変更する場合もあるため、提案者毎に別途通知する。

イ 実施時間

40分以内(提案説明30分以内、質疑応答10分以内)の予定

ウ 出席者

3名以内

・オンライン出席は、質疑に対する対応者としてのみ認めるものとし、提案を説明する者は必ず対面での対応(現地での対応)とする。

・なお、対面で説明する者とオンラインでの対応者は合計で3名以内とする。

(今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によって、変更する場合があります。)

エ その他

① プレゼンテーションの順番は提案書等の提出順とする。

② モニター等については、山口市において用意するが、モニター等に接続するパソコン等については、提案者が用意すること。また、本市では、プレゼンテーション会場においてインターネット環境を準備しないため、インターネット環境については必要に応じ

て提案者において準備することとする。

③ 企画提案書に基づいた内容とし、追加での提案説明や資料配布は認めない。

(4) 審査結果の通知

評価委員会の報告を受け、審査委員会において、評価が適正に行われたことを審査及び確認した上で、評価委員会が第一位として決定した者を本公募の最優秀事業者として特定し、提案者すべてに結果通知書により通知するほか、市公式ウェブサイトで公表する。

10 選定された事業者の役割等

選定された事業者は、本市スマートシティ推進ビジョンの計画期間(令和9年度まで)において、本市におけるデジタル商品券等共通プラットフォームの構築やプラットフォームを活用した地域経済活性化の方策などの検討に協力することとする。

また、デジタル商品券等共通プラットフォームに関連する取組で、今後、予算化されたものについては、当該事業者と優先的に協議していくこととする。

11 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先及び提出期限の各要件に適合しない場合
- (2) 提出書類が本要領に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不正な行為を行った場合
- (5) その他、社会通念に照らし失格に当たる事由があると認められる場合

12 その他留意事項

- (1) 提案者は、複数の提案をすることはできない。
- (2) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案者は、参加意向申出書の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出期限以後の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めない。
- (6) 本公募に係る情報公開請求があった場合は、山口市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (7) 提案者が1者の場合でも本公募を実施する。

13 問合せ先

山口市総合政策部スマートシティ推進室

住 所:〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号

電話番号:083-934-2728